令和３年度“河川愛護モニター”募集要綱

国土交通省では、河川整備・河川利用・河川環境に関する地域の方々の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及および河川の適正な維持管理に資するため、河川愛護モニター制度を実施しています。

熊野川においても、令和３年度河川愛護モニターを以下のとおり募集します。

１．活動内容

河川愛護モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者（紀南河川国道事務所）に報告する活動です。

（定期的に河川を巡視したり、ゴミ投棄等の不法行為者に対し直接指示して是正をしていただくなどの特別な責務や権限を有する活動ではありません。）

◆お伝えいただく内容

①河川（河川敷、堤防等含む）の状況や河川の利活用状況に関すること

②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるようなこと

③ゴミ等の投棄や河川の流水や施設等について異常を発見した場合

④特に河川管理者に連絡することが必要と認めること

◆その他の活動

①年に１回程度のモニター会議（意見交換）への参加

②河川管理者とともに地域住民への河川愛護啓発活動（河川清掃等）

（余暇時間等で対応できるような範囲です。）

２．活動範囲

・熊 野 川：河口から上流５．０ｋｍまで

・市 田 川：熊野川合流点から上流２．０ｋｍまで

・相野谷川：熊野川合流点から上流５．７ｋｍまで

３．応募資格

以下の条件を満たす方

① 熊野川・市田川・相野谷川に接する機会が多く、河川愛護に関心がある。

② 満２０歳以上

③ 新宮市または紀宝町に在住

４．募集期間

令和３年　５月３１日（当日消印有効）まで

５．委嘱方法と任期

近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は令和３年７月１日より１年間

６．募集人員

各河川１名ずつ（計３名）

７．謝礼

月額　4,500円程度（ただし、源泉徴収あり）

８．選考方法

① 所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、より幅広く意見をいただき、モニター経験をしていただくため、基本的に未経験者を優先させていただきます。
加えて、紀南河川国道事務所において、地域構成や応募時に記入頂いた事項を総合的に勘案して選考させていただきます。
② 所要の人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任します。
③ 選考結果は郵便にて応募者に通知します。

９．応募方法

『河川愛護モニター応募用紙』に必要事項を記入の上、郵送またはファックスにて応募先へ送付して下さい。
６月下旬までに、応募者に選考結果をお知らせします。
委嘱状交付及び説明会は、７月上旬（予定）に行います。
記入していただいた個人情報は、選考にのみ使用し、第三者へ開示提供することはございません。

10．その他

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、活動内容の変更または募集を取り止める場合がございますのであらかじめご了承下さい。

11．応募先、問い合わせ先

紀南河川国道事務所　調査課
〒646-0003　田辺市中万呂１４２
TEL 0739-22-4813　　FAX 0739-26-0629
紀南河川国道事務所　新宮川出張所
〒647-0051　新宮市磐盾１－８
TEL 0735-22-8433　　FAX 0735-22-3562